

# 狛江市かわまちづくり計画

感じよう。伝えよう。

多摩川で過ごす “ 狛江時間 ”

令和6(2024)年3月

狛江市



## はじめに

多摩川は狛江市にとって貴重な環境資源であり、散歩やランニング、サイクリングなど、多くの市民や来訪者に利用される憩いの場となっています。

かつて多摩川は、バーベキュー利用者による賑わいがあった一方で、ごみの不法投棄や、深夜に騒ぐ声、花火の騒音といった利用者のマナー違反が続く状況であったため、河川敷におけるバーベキュー問題などの対応策及び河川敷活用策について検討を進め、平成 24(2012)年度に、狛江市多摩川河川敷の環境を保全する条例を制定いたしました。条例の施行により、河川敷はバーベキュー利用者がいなくなり、ごみが減って静かになりましたが、多摩川への来訪者は減少しました。



そこで、多摩川を活用したまちづくりを推進するため、国の各種計画や条例、包括占用区域の具体的な活用策など、まちづくりの観点を含めた狛江市多摩川利活用基本計画を平成 26(2014)年 8 月に策定し、現在もイベント開催による利活用や市民参加による美化運動の推進など、様々な施策を着実に進めているところです。

この度、狛江市多摩川利活用基本計画が令和 5(2023)年度で 10 年間の計画期間を終えることから、多摩川を中心として「かわ」と「まち」が有する様々な資源や魅力を活かし、市民や来訪者が憩い集う心地よい公共空間を整備することで、市内外から集う新たな人の流れと賑わいを創出するとともに、市民の皆様にはこれまで以上に愛着や誇りを持っていただくシビックプライドの醸成につながる取組を進めるため、新たに「狛江市かわまちづくり計画」を策定いたしました。

本計画に基づき、基本理念である「感じよう。伝えよう。多摩川で過ごす“狛江時間”」の実現を目指して、市民の皆様や事業者など、多様な主体の参加と協働により、かわまちづくりを推進してまいります。

また、令和 6(2024)年は、昭和 49(1974)年の台風接近に伴う豪雨による多摩川決壊から 50 年という節目の年でもあります。河川管理者である国と連携することで、賑わいの創出に加え、災害にも強い多摩川を目指してまいりますので、皆様の御理解と御協力をお願いいたします。

結びに、狛江市かわまちづくり計画の策定に御尽力いただいた狛江市かわまちづくり計画策定協議会委員の皆様並びにアンケート調査やパブリックコメントなどで御意見をお寄せいただいた皆様に厚く御礼申し上げます。

令和 6(2024)年 3 月

狛江市長 松原 俊雄



# 目次

<b>第1章 計画の基本的事項</b> .....	1
1-1 計画の目的.....	1
1-2 かわまちづくりとは.....	1
1-3 計画の位置づけと構成.....	2
(1)計画の位置づけ.....	2
(2)計画の構成.....	3
1-4 計画の目標年次.....	4
1-5 計画の対象地域.....	5
<b>第2章 狛江市及び対象地域の現況</b> .....	6
2-1 狛江市の現況.....	6
(1)自然・歴史的状況.....	6
(2)社会的状況.....	8
2-2 多摩川の現況.....	9
(1)多摩川の概要.....	9
(2)台風による多摩川の決壊.....	10
(3)多摩川の河川空間の利用状況.....	11
2-3 対象地域の現況.....	12
(1)対象地域への交通アクセス.....	12
(2)主な地域資源.....	13
(3)対象地域とその周辺の利活用状況.....	15
2-4 かわまちづくりに対する市民などの意見.....	18
(1)調査の概要.....	18
(2)調査結果(市民アンケート調査結果の概要).....	19
<b>第3章 かわまちづくりの方向性</b> .....	30
3-1 かわまちづくりに向けた留意点.....	30
3-2 多摩川に期待する役割.....	32
<b>第4章 かわまちづくりの基本理念と基本方針</b> .....	33
4-1 基本理念.....	33
4-2 基本方針.....	34

<b>第5章 かわまちづくりの展開</b> .....	<b>35</b>
5-1 3つのゾーン.....	35
5-2 3つのゾーンの位置づけと方向性.....	36
(1)かわまちづくりの中核を担う「賑わい・交流ゾーン」.....	36
(2)地域資源を活かしつつ、ゾーン間の連続性に配慮した「2つのゾーン」.....	36
5-3 3つのゾーンの空間コンセプト.....	37
5-4 基本理念・基本方針と3つのゾーンの取組.....	38
5-5 取組内容.....	41
(1)自然散策ゾーン.....	41
(2)賑わい・交流ゾーン.....	42
(3)自然レクリエーションゾーン.....	44
(4)ゾーン共通.....	45
<b>第6章 かわまちづくりの推進</b> .....	<b>47</b>
6-1 かわまちづくりの推進体制.....	47
(1)現在の河川敷地の占用について.....	47
(2)「河川空間のオープン化」について(都市・地域再生等利用区域の指定).....	47
(3)推進体制の設定.....	48
6-2 かわまちづくりの推進管理体制.....	49
(1)推進管理体制とは.....	49
(2)推進管理体制の設定.....	49
6-3 評価指標.....	50
(1)評価指標の設定について.....	50
(2)目標数値(定量的目標).....	50
<b>資料編</b> .....	<b>51</b>
1 「かわまちづくり」支援制度実施要綱.....	51
2 検討経緯.....	55
3 委員名簿.....	58
4 パブリックコメントと市民説明会.....	60